

相談者の皆様へ

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

「京都市地域の空き家相談員」について

- 京都市では、「京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、市民の皆様や事業者の方々等との連携のもと、空き家の活用をはじめ、予防や適正管理等を推進しております。
- 「地域の空き家相談員」は、空き家所有者の皆様が、賃貸や売却等、空き家の活用にあたって、気軽に御相談をしていただけるよう、宅地建物取引士で、かつ一定の業務経験を満たす者を対象に、京都市が研修を行ったうえで、登録した方です。
- 「地域の空き家相談員」への空き家に関する相談は無料です。また、御相談をされたからといって、当該相談員に仲介等の業務を依頼しなければならないものではありません。他の相談員や不動産業者に御相談をいただいてもかまいません。
- 初回の相談の後、引き続き同じ相談員への相談を希望される場合は、相談者の皆様から相談員に改めて御連絡頂くか、後日連絡が欲しい旨、相談員にお伝えください。相談員からの連絡を希望されない場合は、その旨、相談員にお伝えください。
- 相談後、賃貸や売却、空き家の仲介等を「地域の空き家相談員」に御依頼された場合、以降は通常の不動産取引に応じた費用が発生します。

「京都市地域の空き家相談員」についての問合せ 京都市都市計画局住宅室住宅政策課空き家対策担当 電話 222-3667
--